

奈良市公報

号外第15号

令和2年3月条例

令和2年8月14日発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長
制作 株式会社JITSUGYO

目次

条 例

月 日	番号	件 名	主 管
3	31	1 奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	子ども育成課
3	31	2 奈良市報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	選挙管理委員会事務局
3	31	3 奈良市児童相談所基金条例	子育て相談課
3	31	4 奈良市手数料条例の一部を改正する条例	市民課、保健衛生課、開発指導課、建築指導課
3	31	5 奈良市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例	福祉政策課
3	31	6 奈良市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例	法務ガバナンス課
3	31	7 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例	人事課
3	31	8 奈良市月ヶ瀬福祉センター条例の一部を改正する条例	長寿福祉課
3	31	9 奈良市都祁福祉センター条例の一部を改正する条例	長寿福祉課
3	31	10 奈良市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例	保護第一課、保護第二課
3	31	11 奈良市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例	障がい福祉課
3	31	12 奈良市動物愛護管理員設置条例	保健衛生課
3	31	13 奈良市食品衛生法の営業の施設に関する公衆衛生の基準を定める条例を廃止する条例	保健衛生課
3	31	14 奈良市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例	保健・環境検査課
3	31	15 奈良市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	廃棄物対策課
3	31	16 奈良市国民健康保険条例の一部を改正する条例	国保年金課
3	31	17 奈良市工場立地法準則条例	産業政策課
3	31	18 奈良市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例	産業政策課
3	31	19 奈良市伝統的家屋交流施設条例を廃止する条例	月ヶ瀬行政センター地域振興課
3	31	20 奈良市道路占用料に関する条例等の一部を改正する条例	土木管理課、公園緑地課
3	31	21 奈良市学校給食センター条例の一部を改正する条例	保健給食課

3	31	22	奈良市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	企業局経営企画課、医療政策課
3	31	23	奈良市介護保険条例の一部を改正する条例	介護福祉課

条 例

奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月31日

奈良市長 仲川 元 庸

奈良市条例第1号

奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年奈良市条例第42号)の一部を次のように改正する。

別表第2の1の項中

「国民健康保険法(昭和33年法律第192号)又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)であって規則で定めるもの

を

「国民健康保険法(昭和33年法律第192号)又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)であって規則で定めるもの

に改める。

健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)その他の法令による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(令和2年3月31日揭示済)

奈良市報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月31日

奈良市長 仲川 元 庸

奈良市条例第2号

奈良市報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

奈良市報酬及び費用弁償に関する条例(昭和27年奈良市条例第30号)の一部を次のように改正する。

別表第1備考第3項中「投票所の投票立会人及び期日前投票所の投票立会人」を「投票所及び期日前投票所の投票管理者及び投票立会人」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の奈良市報酬及び費用弁償に関する条例別表第1備考第3項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後その期日を公示され又は告示される選挙等について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙等については、なお従前の例による。

(令和2年3月31日揭示済)

奈良市児童相談所基金条例をここに公布する。

令和2年3月31日

奈良市長 仲川 元 庸

奈良市条例第3号

奈良市児童相談所基金条例

(設置)

第1条 本市における児童相談所の整備及び運営に必要な資金を積み立てるため、奈良市児童相談所基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げるものとする。

(1) 前条の目的のための寄附金

(2) 奈良市一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める額

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用等)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、その設置目的を達成するために必要な財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し

必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(令和2年3月31日揭示済)

奈良市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月31日

奈良市長 仲川 元 庸

奈良市条例第4号

奈良市手数料条例の一部を改正する条例

奈良市手数料条例（平成12年奈良市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第16項中「第13条第2項」を「第13条第3項若しくは第13条の2」に改め、同表第24項中「又は第63条第3項第7号イ」を「、第63条第3項第7号イ又は第68条の69第3項第7号イ」に改め、同表第34項中「又は第63条第3項第7号ロ」を「、第63条第3項第7号ロ又は第68条の69第3項第7号ロ」に改め、同表第112項中「第4条第4項」を「第4条第3項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定（同表第112項に係る部分に限る。）は、令和2年4月1日から施行する。

(令和2年3月31日揭示済)

奈良市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月31日

奈良市長 仲川 元 庸

奈良市条例第5号

奈良市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

奈良市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年奈良市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項を次のように改める。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(令和2年3月31日揭示済)

奈良市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例をここに公布する。

令和2年3月31日

奈良市長 仲川 元 庸

奈良市条例第6号

奈良市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（同法第243条の2の2第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに関し必要な事項を定めるものとする。

(損害賠償責任の免責額)

第2条 市長等の市に対する損害を賠償する責任は、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の表の左欄に掲げる市長等の区分に応じ、同表の右欄に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れるものとする。

市長等の区分	乗じる数
1 市長	6
2 副市長、教育委員会の教育長若しくは委員、選挙管理委員会の委員又は監査委員	4
3 公平委員会の委員、農業委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員、消防長又は公営企業管理者	2
4 職員（前2項に掲げる職員を除く。）	1

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(令和2年3月31日揭示済)

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月31日

奈良市長 仲川 元 庸

奈良市条例第7号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年奈良市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1号を加える。

(5) 給料を支給される職員 法第2条第4項に規定する平均給与額の例により実施機関が市長と協議して定める額

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の議会の議員その他非常勤の職

員の公務災害補償等に関する条例第5条の規定は、この条例の施行の日以後に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償について適用する。
(令和2年3月31日揭示済)

奈良市月ヶ瀬福祉センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月31日

奈良市長 仲川 元 庸

奈良市条例第8号

奈良市月ヶ瀬福祉センター条例の一部を改正する条例

奈良市月ヶ瀬福祉センター条例（平成16年奈良市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第4条の2中「、次項に定めるものを除き」及び「(第2・第4土曜日は、午前9時から午後9時まで)」を削る。

第4条の3中「、次項に定めるものを除き」を削る。

第5条第3項中「次の」の次に「各号の」を加え、同項第2号中「き損」を「毀損」に改める。

第6条第1項中「次の」の次に「各号の」を加える。

第12条第1項及び第13条第1号中「き損」を「毀損」に改める。

第14条中「次の」の次に「各号の」を加える。

別表の1の表を次のように改める。

1 センター使用料（パターゴルフ場及びグラウンドゴルフ場を除く。）

区 分	午 前	午 後	全 日
	9:00~12:00	13:00~17:00	9:00~17:00
	円	円	円
談話室	2,500	2,500	5,000
料理実習室	2,500	2,500	5,000
会議室	1,000	1,000	2,000
ミニグラウンド	300	300	600
グラウンド(多目的広場)	500	500	1,000
ゲートボール場	500	500	1,000

別表の2の表の見出し中「、グラウンドゴルフ場及びゲートボール場」を「及びグラウンドゴルフ場」に改め、同表ゲートボール場の項を削る。

別表中3の表を削り、4の表を3の表とする。

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和2年4月1日から施行する。
(経過措置)
- この条例による改正後の奈良市月ヶ瀬福祉センター条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用承認に係る使用料について適用し、同日前の使用承認に係る使用料については、なお従前の例による。
(令和2年3月31日揭示済)

奈良市都祁福祉センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月31日

奈良市長 仲川 元 庸

奈良市条例第9号

奈良市都祁福祉センター条例の一部を改正する条例
奈良市都祁福祉センター条例（平成17年奈良市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第4条の2の見出しを「(開館時間等)」に改め、同条第1項中「次のとおり」を「午前9時から午後5時まで」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「前項」を「前2項」に、「入場時間」を「開場時間」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、入浴施設の開場時間は、午前11時から午後4時までとする。ただし、午後3時30分以後の入場は認めないものとする。

第4条の3第1項第2号中「国民の祝日」を「国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する国民の祝日」に改める。

第5条第3項中「次の」の次に「各号の」を加え、同項第2号中「き損」を「毀損」に改める。

第6条第1項中「次の」の次に「各号の」を加える。

第11条第1項及び第12条第1号中「き損」を「毀損」に改める。

第13条中「次の」の次に「各号の」を加える。

別表の1の表を次のように改める。

1 多目的施設使用料

区 分	午 前	午 後	全 日
	9:00~12:00	13:00~17:00	9:00~17:00
	円	円	円
屋根付き施設(1面につき)	1,000	1,000	2,000
屋根付き以外の施設(1面につき)	500	500	1,000

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和2年4月1日から施行する。
(経過措置)
- この条例による改正後の奈良市都祁福祉センター条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用承認に係る使用料について適用し、同日前の使用承認に係る使用料については、なお従前の例による。
(令和2年3月31日揭示済)

奈良市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

令和2年3月31日

奈良市長 仲川 元 庸

奈良市条例第10号

奈良市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第68条の5第1項の規定に基づき、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準（令和元年厚生労働省令第34号。以下「無料低額宿泊所基準」という。）において使用する用語の例による。

(無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準)

第3条 無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準は、次条に定めるもののほか、無料低額宿泊所基準の定めるところによる。

(暴力団の排除)

第4条 無料低額宿泊所の事業者は、その運営に当たっては、奈良市暴力団排除条例（平成24年奈良市条例第24号）第2条第1号に規定する暴力団を利することとならないようにしなければならない。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(無料低額宿泊所基準の規定の引用に関する経過措置)

第2条 第3条の規定の適用に関する経過措置は、無料低額宿泊所基準附則及び無料低額宿泊所基準を改正する省令附則に規定する経過措置の例による。

(令和2年3月31日揭示済)

奈良市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例をここに公布する。

令和2年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第11号

奈良市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の4第1項第2号、第21条の5の15第3項第1号、第21条の5の17第1項第1号及び第2号並びに第21条の5の19第1項及び第2項の規定に基づき、指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備

及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所支援基準」という。）において使用する用語の例による。

(指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等)

第3条 指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等は、次条から第10条までに定めるもののほか、指定通所支援基準の定めるところによる。

(暴力団の排除)

第4条 指定障害児通所支援事業者は、その事業の運営に当たっては、奈良市暴力団排除条例（平成24年奈良市条例第24号）第2条第1号に規定する暴力団を利することとならないようにしなければならない。

(申請者の要件)

第5条 法第21条の5の15第3項第1号の条例で定める者は、法人とする。ただし、医療型児童発達支援（病院又は診療所により行われるものに限る。）に係る指定の申請にあつては、この限りでない。

(管理者の特例)

第6条 指定障害児通所支援事業者がその事業を行う事業所ごとに置かなければならない管理者は、常勤とする。

(勤務体制の確保等の特例)

第7条 指定障害児通所支援事業者は、従業者に対し、その能力、資格、経験等に応じた処遇を行うよう努めなければならない。

(非常災害対策の特例)

第8条 指定障害児通所支援事業者（指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援又は指定放課後等デイサービスの事業を行う者に限る。）は、非常災害に備えるために定期的実施する避難訓練、救出訓練その他必要な訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(身体拘束等の禁止)

第9条 指定障害児通所支援事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 指定障害児通所支援事業者は、前項の緊急やむを得ない場合の判断等を行うための合議体を設置しなければならない。

3 指定障害児通所支援事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由（当該理由について検討した過程を含む。）、解除予定日並びに解除に向けた具体的な取組その他必要な事項を記録しなければならない。

4 指定障害児通所支援事業者は、従業者に対し、身体拘束等の廃止のための研修を定期的実施しなければならない。

(報告)

第10条 指定障害児通所支援事業者は、サービスの向上に

関する施策の推進を図るため市長が別に定めるところによりそのサービスの状況、質の評価及び改善の取組等について報告を求めたときは、協力しなければならない。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(指定通所支援基準の規定の引用に関する経過措置)

第2条 第3条の規定の適用に関する経過措置は、指定通所支援基準附則及び指定通所支援基準を改正する省令附則に規定する経過措置の例による。

(令和2年3月31日揭示済)

奈良市動物愛護管理員設置条例をここに公布する。

令和2年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第12号

奈良市動物愛護管理員設置条例

(趣旨)

第1条 この条例は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号。以下「法」という。)第37条の3第1項の規定に基づく動物愛護管理員の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(動物愛護管理員)

第2条 法第37条の3第1項の規定に基づき、動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護管理員を置く。

(その他)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、令和2年6月1日から施行する。

(令和2年3月31日揭示済)

奈良市食品衛生法の営業の施設に関する公衆衛生の基準を定める条例を廃止する条例をここに公布する。

令和2年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第13号

奈良市食品衛生法の営業の施設に関する公衆衛生の基準を定める条例を廃止する条例

奈良市食品衛生法の営業の施設に関する公衆衛生の基準を定める条例(平成13年奈良市条例第47号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から起算して1年間は、この条例による廃止前の奈良市食品衛生法の営業の施設に関する公衆衛生の基準を定める条例第2条の規定は、なおその

効力を有する。この場合において、同条中「法第50条第2項の規定による公衆衛生上講ずべき措置の基準」とあるのは、「食品衛生法等の一部を改正する法律(平成30年法律第46号)附則第5条に規定する基準」とする。

(令和2年3月31日揭示済)

奈良市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第14号

奈良市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例

奈良市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(平成13年奈良市条例第50号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号中「写し」の次に「及び前条第3項の規定により登録を受けようとする者にあつては、当該浄化槽管理士が第10条第3項に規定する研修を受けていることを証する書面」を加える。

第10条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 浄化槽保守点検業者は、その営業所ごとに置かれる浄化槽管理士に、第2条第2項に規定する登録の有効期間ごとに1回以上、浄化槽の保守点検に関して必要な知識及び技能に関する研修であつて市長が指定するものを受けさせなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に奈良市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第2条第1項又は第3項の登録を受けて浄化槽の保守点検を行う事業を営んでいる者(次項において「既登録業者」という。)に対するこの条例による改正後の奈良市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(次項において「新条例」という。)第10条第3項の規定の適用については、同項中「第2条第2項に規定する登録の有効期間ごと」とあるのは、「奈良市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例(令和2年奈良市条例第14号)の施行の日から令和7年3月31日までの間及び同条例の施行の日以後に開始する第2条第2項に規定する登録の有効期間ごと」とする。

3 既登録業者が、令和7年3月31日以前に有効期間が満了となる登録の更新の登録を受けようとする場合において、その営業所ごとに置かれる浄化槽管理士に新条例第10条第3項に規定する研修を受けさせていないときは、新条例第3条第2項第2号の規定(当該浄化槽管理士が新条例第10条第3項に規定する研修を受けていることを証する書面に限る。)は、適用しない。

(令和2年3月31日揭示済)

奈良市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例をここに公布する。

令和2年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第15号

奈良市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 埋立て等を使用される土砂等の環境上の基準（第6条）
- 第3章 不適正な埋立て等の禁止（第7条・第8条）
- 第4章 土砂等の埋立て等の許可等（第9条—第29条）
- 第5章 許可に係る関係者の義務（第30条—第33条）
- 第6章 保証金の預託（第34条—第36条）
- 第7章 土砂等搬入禁止区域（第37条—第39条）
- 第8章 手数料（第40条）
- 第9章 雑則（第41条—第46条）
- 第10章 罰則（第47条—第52条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、土砂等による土地の埋立て等について必要な規制を行うことにより、埋立て等の適正化を図り、もって災害の防止及び生活環境の保全に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 土砂等 土、砂、破砕石又はこれらに類するものであって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第2条第1項に規定する廃棄物（以下「廃棄物」という。）以外のものをいう。
- (2) 埋立て等 土砂等による土地の埋立て、盛土その他土地への堆積（製品の製造又は加工のための原材料の堆積を除く。）を行う行為をいう。
- (3) 事業主 事業活動を自ら行う者又は発注者をいう。
- (4) 事業施工者 事業主との契約により施工を請け負う全ての者及びその下請負人全てをいう。
- (5) 事業者 事業主及び事業施工者をいう。

（事業者の責務）

第3条 事業者は、その事業活動において、保有し、又は管理する土砂等の適正な処理を行うとともに、埋立て等による災害及び生活環境の保全上の支障の発生を未然に防止しなければならない。

2 土砂等を発生させる事業者は、発生させる土砂等の減量化を図るとともに、発生させた土砂等の有効な利用の促進に努めなければならない。

3 埋立て等を行う事業者は、地域住民の理解を得るよう努めるとともに、当該埋立て等に伴う苦情又は紛争が生

じたときは、誠意をもってその解決に当たらなければならない。

（土地所有者等の責務）

第4条 土地の所有者、占有者又は管理者（以下「土地所有者等」という。）は、その所有し、占有し、又は管理する土地（以下「所有地等」という。）において、不適正な埋立て等が行われないよう努めなければならない。

（市の責務）

第5条 市は、埋立て等による災害及び生活環境の保全上の支障の発生を未然に防止するため、埋立て等の状況を把握し、不適正な埋立て等を監視する体制を整備するとともに、必要な施策を推進するものとする。

第2章 埋立て等を使用される土砂等の環境上の基準

第6条 市長は、埋立て等を使用される土砂等が土壌の汚染を防止するために満たすべき環境上の基準（以下「土壌基準」という。）を規則で定めるものとする。

2 土壌基準は、環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の基準のうち土壌の汚染に係るものに準じて定めるものとする。

第3章 不適正な埋立て等の禁止

（土壌基準に適合しない土砂等を使用する埋立て等の禁止）

第7条 何人も、土壌基準に適合しない土砂等を使用して埋立て等を行い、土壌基準に適合しない土砂等を使用する埋立て等を委託し、又は土壌基準に適合しない土砂等を使用する埋立て等の用に供するためにその所有地等を使用させてはならない。ただし、生活環境の保全上必要な措置が講じられているものとして規則で定める埋立て等については、この限りでない。

2 市長は、前項の規定に違反して、土壌基準に適合しない土砂等が使用されている、又はそのおそれがあり、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、必要な限度において、次の各号に掲げる者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置を講ずべきことを命ずることができる。

- (1) 当該埋立て等を行った者 当該埋立て等の停止及び土壌の汚染の状態の調査並びに生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置
- (2) 当該埋立て等を委託した者 当該埋立て等の委託の停止及び土壌の汚染の状態の調査並びに生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置
- (3) 当該埋立て等の用に供するためにその所有地等を使用した土地所有者等 当該埋立て等を目的とする所有地等の提供の停止及び土壌の汚染の状態の調査並びに生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置

（崩落防止等）

第8条 何人も、土砂等が崩落し、飛散し、若しくは流出するおそれのある埋立て等を行い、土砂等が崩落し、飛散し、若しくは流出するおそれのある埋立て等を委託し、又は土砂等が崩落し、飛散し、若しくは流出しないよう

必要な措置を講じないおそれのある者にその所有地等を使用させてはならない。

2 市長は、前項の規定に違反して、埋立て等に使用された土砂等が崩落し、飛散し、若しくは流出し、又はこれらのおそれがあり、災害が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、必要な限度において、次の各号に掲げる者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置を講ずべきことを命ずることができる。

- (1) 当該埋立て等を行った者 当該埋立て等の停止及び災害を防止するために必要な措置
- (2) 当該埋立て等を委託した者 当該埋立て等の委託の停止及び災害を防止するために必要な措置
- (3) 当該埋立て等の用に供するためにその所有地等を使用させた土地所有者等 当該埋立て等を目的とする所有地等の提供の停止及び災害を防止するために必要な措置

第4章 土砂等の埋立て等の許可等

(埋立て等の許可)

第9条 埋立て等を行おうとする者は、埋立て等の用に供する区域（以下「埋立事業区域」という。）ごとに、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる埋立て等については、この限りでない。

- (1) 埋立事業区域の面積が500平方メートル未満である埋立て等（当該埋立事業区域を含む一団の土地の区域でその面積が500平方メートル以上のものにおいて埋立て等を行うこととなるものを除く。）
- (2) 埋立て等の高さが1メートル以下となる埋立て等
- (3) 土地の造成その他の事業の区域において行う埋立て等であって、当該事業の区域において採取された土砂等のみを用いて行うもの
- (4) 国、地方公共団体その他規則で定める者が行う埋立て等
- (5) 法令等に基づく許可、認可等を受けて行う埋立て等のうち規則で定めるもの
- (6) 非常災害のために必要な応急措置として行う埋立て等
- (7) その他規則で定める埋立て等

（土地所有者等の同意）

第10条 前条の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る埋立事業区域内の土地所有者等に対し、第12条第1項の規定による申請の場合にあっては同項各号に掲げる事項を、同条第2項の規定による申請の場合にあっては同項各号に掲げる事項を説明し、その同意を得なければならない。

2 第15条第1項の規定による変更の許可を受けようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る埋立事業区域内の土地所有者等に対し、同条第2項各号に掲げる事項を説明し、その同意を得なければならない。

3 第26条第1項の規定による地位の承継の承認を受けよ

うとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る埋立事業区域内の土地所有者等に対し、同条第2項各号に掲げる事項を説明し、その同意を得なければならない。

（周辺地域の住民への周知）

第11条 申請者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、埋立事業区域の周辺地域の住民に対し、埋立て等の計画の内容について説明会を開催する等、当該埋立て等の周知に関し必要な措置を講じ、その結果を記載した書面を作成しなければならない。

2 前項の規定は、第15条第1項の規定による変更の許可の申請をしようとする者について準用する。

（許可の申請の手続）

第12条 申請者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 埋立て等の目的及び種別
- (3) 埋立事業区域の位置及び面積
- (4) 埋立て等に供する施設の設置に関する計画
- (5) 埋立て等に使用される土砂等の量
- (6) 埋立て等の期間
- (7) 埋立て等の土砂等の堆積量が最大となる時（以下「最大堆積時」という。）及び完了時の埋立事業区域における土地及び土砂等の堆積の形状
- (8) 埋立て等に使用される土砂等の搬入に関する計画
- (9) 廃棄物の土砂等への混入を防止するために講ずる措置
- (10) 土壌基準に適合しない土砂等の使用を防止するために講ずる措置
- (11) 埋立て等が施工されている間における埋立事業区域外への土砂等の崩落、飛散又は流出による災害を防止するために講ずる措置及び埋立事業区域の周辺地域の生活環境を保全するために講ずる措置
- (12) 埋立事業区域外への排水の水質検査を行う場合は、そのために講ずる措置
- (13) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の規定にかかわらず、埋立て等が埋立事業区域外への搬出を目的として行われるもの（以下「一時堆積」という。）である場合にあっては、申請者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 前項第1号から第4号まで及び第7号から第13号までに掲げる事項
- (2) 年間の埋立て等に使用される土砂等の搬入の予定量及び搬出の予定量
- (3) 埋立事業区域における土地及び土砂等の堆積の形状
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 前2項の申請書には、第10条第1項の同意を得たことを証する書面、埋立事業区域及びその周辺の状況を示す図面、前条第1項に規定する書面その他規則で定める図

書を添付しなければならない。

- 4 申請者は、第1項第6号の埋立て等の期間について3年を超えて申請することができない。

(許可の基準)

第13条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、当該申請の内容が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、第9条の許可をしてはならない。

- (1) 事業者、管理責任者、規則で定める使用人(以下「特定使用人」という。)及び次項第5号に規定する保証人(以下これらの者を「事業者等」という。)が次のいずれにも該当しないこと。

ア 破産者で復権を得ないもの

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ウ 次のいずれかの事由により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

(ア) 廃棄物処理法、浄化槽法(昭和58年法律第43号)、この条例その他生活環境の保全を目的とする法令で規則で定めるものに違反したこと。

(イ) (ア)に掲げる法令の規定に基づく処分に違反したこと。

(ウ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。同法第32条の3第7項又は第32条の11第1項の規定を除く。)に違反したこと。

(エ) 刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条又は第247条の罪を犯したこと。

(オ) 暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正15年法律第60号)の罪を犯したこと。

エ 奈良市暴力団排除条例(平成24年奈良市条例第24号)第2条第4号に規定する暴力団員等

オ 第7条、第8条、第27条、第31条又は第33条の規定による命令(これらの規定(第33条を除く。))による埋立て等の停止の命令を除く。カにおいて同じ。)を受けた者で、当該命令に係る必要な措置を市長が定めた期限までに完了していないもの

カ 第7条、第8条、第27条、第31条又は第33条の規定による命令を受けた者で、当該命令に係る必要な措置を市長が定めた期限までに完了していない法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。)

キ 第7条、第8条又は第27条の規定による埋立て等の停止の命令を受けた者で、その停止の期間を経過しないもの

ク 第7条、第8条又は第27条の規定による埋立て等の停止の命令を受けた者で、その停止の期間を経過しない法人の役員

ケ 第28条第1項(第3号及び第4号を除く。)の規定により許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合にあっては、当該取消の処分に係る奈良市行政手続条例(平成11年奈良市条例第19号)第15条第1項の規定による通知(以下「聴聞通知」という。)があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で、当該取消の日から5年を経過しないものを含む。)

コ 第28条第1項(第3号及び第4号を除く。)の規定により許可を取り消す処分に係る聴聞通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第24条第1項の規定による届出をした者(当該届出がなかった場合は、当該処分を受けることになった者として市長が認める者に限る。)で、当該届出の日から5年を経過しないもの(当該届出をした者が法人である場合にあっては聴聞通知があった日前60日以内に当該法人の役員若しくは特定使用人であった者、当該届出をした者が個人である場合にあっては聴聞通知があった日前60日以内に当該個人の特定使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないものを含む。)

サ 埋立て等の事業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

シ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者で、その法定代理人(法定代理人が法人である場合にあっては、その役員を含む。)がアからサまでのいずれかに該当するもの

ス 法人でその役員のうちアからサまでのいずれかに該当する者があるもの

セ エに掲げる者がその事業活動を支配する法人

- (2) 第10条第1項の同意を得ていること。
- (3) 埋立事業区域を含む土地と隣接する土地との境界が確定していること。
- (4) 埋立て等に使用される土砂等の採取場所が特定されていること。
- (5) 許可を受けた日から6月以内に埋立て等に着手する計画となっていること。
- (6) 廃棄物の土砂等への混入を防止するために必要な措置が講じられていること。
- (7) 土壌基準に適合しない土砂等の使用を防止するために必要な措置が講じられていること。
- (8) 埋立て等が施工されている間における埋立事業区域外への土砂等の崩落、飛散又は流出による災害を防止するために必要な措置及び埋立事業区域の周辺地域の生活環境を保全するために必要な措置が講じられていること。

(9) 埋立て等の最大堆積時及び完了時の埋立事業区域における土地及び土砂等の堆積の形状（当該申請が一時堆積に係るものである場合にあっては、埋立事業区域における土地及び土砂等の堆積の形状）並びに埋立て等に供する施設の計画が、当該申請に係る埋立事業区域外への土砂等の崩落、飛散又は流出による災害のおそれがないものとして規則で定める形状及び構造上の基準に適合するものであること。

(10) 管理責任者を置くこと。

(11) 申請に係る埋立て等を的確に、かつ、継続して行うに足りる資力を有しないことが明らかな者でないこと。

2 市長は、前条の規定による申請の埋立事業区域の面積が3,000平方メートル以上の場合には、次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、第9条の許可をしてはならない。ただし、申請の内容が一時堆積に係るものである場合にあっては、第4号及び第5号を除く。

(1) 埋立て等の施工を管理する事務所（以下「管理事務所」という。）を設置し、管理責任者を常駐させること。

(2) 埋立事業区域の表土が土壌基準に適合するものであること。

(3) 埋立て等の事業が施工されている間において、排水の水質検査を行うために必要な措置が講じられていること。

(4) 申請に係る埋立て等を的確に、かつ、継続して行うに必要な能力を有すること。

(5) 災害の防止上及び生活環境の保全上必要な措置を行うために必要な能力を有する者であって、当該埋立て等を確実に行うことができると認められるものとして規則で定める者（以下「保証人」という。）を立てていること。

(6) 第34条第3項の質権設定契約を締結していること。
(許可の条件)

第14条 市長は、第9条の許可をするに当たり、有効期間その他の災害の防止上又は生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

(変更の許可等)

第15条 第9条の許可を受けた者（以下「許可事業者」という。）は、第12条第1項各号及び第2項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 前項の規定による変更の許可を受けようとする許可事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 変更の内容及び理由

(3) その他規則で定める事項

3 前項の申請書には、第10条第2項の同意を得たことを証する書面、変更に係る埋立事業区域及びその周辺の状

況を示す図面、第11条第2項において準用する同条第1項に規定する書面その他規則で定める図書を添付しなければならない。

4 前2条の規定は、第1項の規定による変更の許可について準用する。この場合において、第13条第1項第2号中「第10条第1項」とあるのは、「第10条第2項」と読み替えるものとする。

5 許可事業者は、第1項ただし書の軽微な変更を行ったときは、規則で定めるところにより、当該変更の日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

6 前項の規定による届出には、規則で定める図書を添付しなければならない。

(土地所有者等への通知)

第16条 許可事業者は、当該許可を受けた日後15日以内に、第10条第1項の同意をした土地所有者等に、当該許可に係る申請が、第12条第1項の規定によるものである場合にあっては当該許可に係る同項各号に掲げる事項を、一時堆積によるものである場合にあっては当該許可に係る同条第2項各号に掲げる事項を書面で通知しなければならない。

2 前項の場合において、許可事業者は、当該許可に第14条の規定により条件が付された場合にあっては、当該許可を受けた日後15日以内に、前項に規定する事項のほか、当該条件の内容を同項の土地所有者等に書面で通知しなければならない。

3 前条第1項の変更の許可を受けた者は、当該変更の許可を受けた日後15日以内に、第10条第2項に規定する同意をした土地所有者等に、当該変更の許可に係る前条第2項各号に掲げる事項及び当該変更の許可に前条第4項において準用する第14条の規定により条件が付された場合にあっては、当該条件の内容を書面で通知しなければならない。

4 許可事業者は、前条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、当該変更の日後30日以内に、当該変更に係る埋立事業区域内の土地所有者等にその旨を通知しなければならない。

(埋立て等の着手の届出)

第17条 許可事業者は、当該許可に係る埋立て等に着手しようとするときは、着手する日の7日前までに、その旨を市長に届け出るとともに、第10条第1項の同意をした土地所有者等に通知しなければならない。

2 前項の規定は、第15条第1項の規定による変更の許可を受けた者について準用する。この場合において、前項中「第10条第1項」とあるのは、「第10条第2項」と読み替えるものとする。

(土砂等の搬入の報告)

第18条 許可事業者は、当該許可に係る埋立事業区域に土砂等を搬入しようとするときは、規則で定めるところにより、土砂等を搬入しようとする日の7日前までに、当該土砂等の採取場所ごとに、かつ、規則で定める量ごとに、当該土砂等が当該採取場所から採取された土砂等で

あることを証する書面及び当該土砂等が土壌基準に適合していることを証する書面を添えて、その旨を市長に報告しなければならない。ただし、土壌の汚染のおそれがないものとして規則で定める場合は、当該土砂等が土壌基準に適合していることを証する書面の添付を省略することができる。

(土砂等管理台帳の作成)

第19条 許可事業者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る埋立て等に用いた土砂等の量その他の規則で定める事項を記載した土砂等管理台帳を作成し、これを保存しなければならない。

(土砂等の量の報告)

第20条 許可事業者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る埋立て等に着手した日から、定期的に、前条の規定により作成する土砂等管理台帳の写しを添付して、当該埋立て等に使用された土砂等の量(一時堆積である場合にあっては、土砂等の搬入の量及び搬出の量)を市長に報告しなければならない。

(水質検査等)

第21条 許可事業者(埋立事業区域が3,000平方メートル未満の者を除く。以下この項及び次項並びに第23条において同じ。)は、規則で定めるところにより、当該許可に係る埋立て等を施工している間、定期的に、当該許可に係る埋立事業区域外への排水の水質検査を行い、その結果を市長に報告しなければならない。ただし、気象条件その他のやむを得ない事由により当該水質検査を行うことができないと市長が認めるときは、この限りでない。

2 許可事業者は、当該許可に係る埋立て等を完了し、又は廃止したときは、規則で定めるところにより、当該許可に係る埋立事業区域外への排水の水質検査を行い、その結果を市長に報告しなければならない。ただし、気象条件その他のやむを得ない事由により当該水質検査を行うことができないと市長が認めるときは、この限りでない。

3 許可事業者は、当該許可に係る埋立事業区域外への排水が規則で定める水質の基準(以下「水質基準」という。)に適合していないことを確認したときは、当該事実を確認した日から7日以内に、その旨を市長に報告するとともに、その原因の調査その他当該埋立て等により生じ、又は生ずるおそれがあると認める生活環境の保全上の支障を除去するために必要な措置を講じなければならない。

(標識の掲示等)

第22条 許可事業者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る埋立事業区域及び埋立て等に供する施設が設置される区域の公衆の見やすい場所に、当該許可に係る埋立て等が施工されている間、氏名又は名称その他規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

2 許可事業者は、前項の規定により掲示した標識の記載事項に変更が生じたときは、当該変更の日から15日以内に、当該変更に係る事項を書き換えなければならない。

3 許可事業者は、当該許可に係る埋立事業区域について、

その境界を明らかにするため、境界標を設けなければならない。

(関係図書の閲覧)

第23条 許可事業者は、当該許可に係る管理事務所において、当該許可に係る埋立て等が施工されている間、当該埋立て等に関しこの条例の規定により市長に提出した図書の写し及び第19条に規定する土砂等管理台帳を地域住民その他当該埋立て等について利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

(埋立て等の完了の届出等)

第24条 許可事業者は、当該許可に係る埋立て等を完了し、廃止し、若しくは休止し、又は休止した埋立て等を再開したときは、規則で定めるところによりその旨を市長に届け出なければならない。ただし、当該埋立て等の休止をした場合であって、当該休止の期間が2月未満であるときは、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による届出(休止した埋立て等を再開した場合の届出を除く。)があったときは、当該届出に係る埋立て等が第9条の許可の内容に適合しているかどうかについて確認し、その結果を当該届出をした者に通知するものとする。

3 前項の規定により当該届出に係る埋立て等が第9条の許可の内容に適合していない旨の通知を受けた者は、当該通知に係る埋立て等に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の防止上又は生活環境の保全上必要な措置を講じなければならない。

(名義貸し等の禁止)

第25条 許可事業者は、自己の名義をもって、第三者に当該許可に係る埋立て等を行わせてはならない。

(地位の承継)

第26条 許可事業者について相続、合併又は分割(当該許可に係る事業の全部を承継させるものに限る。)があったときは、相続人(相続人が2人以上ある場合で、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときにあつては、その者。第5項において同じ。)、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該許可に係る事業の全部を承継した法人は、市長の承認を受けて、当該許可事業者が有していた第9条の許可に基づく地位を承継することができる。

2 前項の承認を受けようとする者(以下「承継申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)

(2) 許可事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)

(3) 承継申請者が第13条第1項第1号シの営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所(法定代理人が法人である場合にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)

- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 3 前項の申請書には、第10条第3項に規定する同意を得たことを証する書面、承認の申請に係る埋立事業区域及びその周辺の状況を示す図面その他規則で定める図書を添付しなければならない。
- 4 第13条第1項(第1号、第2号及び第11号に係る部分に限る。)の規定は、第1項の承認について準用する。この場合において、同条第1項第2号中「第10条第1項」とあるのは、「第10条第3項」と読み替えるものとする。
- 5 相続人が被相続人の死亡後90日以内に第1項の承認の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその承認を受ける日又は承認をしない旨の通知を受ける日までは、被相続人に対してした第9条の許可は、その相続人に対してしたものとみなす。
(命令)
- 第27条 市長は、許可事業者が埋立て等に使用した土砂等が崩落し、飛散し、若しくは流出し、又はこれらのおそれがあり、災害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、必要な限度において、当該許可事業者及びその事業施工者に対し、期限を定めて、当該許可に係る埋立て等の停止及び災害を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 2 市長は、第9条又は第15条第1項の規定に違反して許可を受けずに埋立て等を行った者及びその事業施工者に対し、期限を定めて、当該埋立て等に使用された土砂等の全部又は一部を撤去するとともに、災害の防止上又は生活環境の保全上必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 3 市長は、第24条第3項又は次条第2項に規定する者が、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の防止上又は生活環境の保全上必要な措置を講じないときは、必要な限度において、第24条第3項に規定する者及びその事業施工者又は次条第2項に規定する者及びその事業施工者に対し、期限を定めて、災害の防止上又は生活環境の保全上必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 4 市長は、許可事業者に係る埋立て等が、第13条第1項第8号又は第9号の規定に適合しないと認めるときは、必要な限度において、当該許可事業者(前項の規定による命令を受けた者を除く。)及びその事業施工者に対し、期限を定めて、当該許可に係る埋立て等の停止及び災害の防止上又は生活環境の保全上必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 5 市長は、許可事業者に係る埋立て等において土壌基準に適合しない土砂等が使用され、又はそのおそれがあり、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、必要な限度において、当該許可事業者及びその事業施工者に対し、期限を定めて、当該許可に係る埋立て等の停止及び土壌の汚染の状態の調査並びに生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 6 市長は、許可事業者に係る埋立事業区域外への排水が

水質基準に適合しないことを確認したときは、必要な限度において、当該許可事業者及びその事業施工者に対し、期限を定めて、当該許可に係る埋立て等の停止及びその原因の調査並びに生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(許可の取消し等)

第28条 市長は、許可に係る事業者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、又は相当の期間を定めて当該許可に係る埋立て等の停止を命ずることができる。

- (1) 前条及びこの項の規定による命令に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により、第9条の許可、第15条第1項の規定による変更の許可又は第26条第1項の規定による承認を受けたとき。
- (3) 第9条の許可を受けた日から起算して1年を経過した日までに当該許可に係る埋立て等に着手していないとき。
- (4) 1年以上引き続き埋立て等を施工していないとき。
- (5) 第13条第1項第1号に該当するに至ったとき。
- (6) 第13条第2項第1号、第3号、第4号、第5号又は第6号の規定に適合しなくなった場合
- (7) 第14条(第15条第4項において準用する場合を含む。)の規定により付された条件に違反したとき。
- (8) 第15条第1項本文の規定に違反したとき。
- (9) 第18条から第21条までの規定に違反したとき。
- (10) 第25条の規定に違反したとき。

2 前項の規定により第9条の許可の取消しを受けた者は、当該取消しに係る埋立て等に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の防止上又は生活環境の保全上必要な措置を講じなければならない。

(関係図書の保存)

第29条 許可事業者は、当該許可に係る埋立て等について、第24条第2項の規定による通知(完了及び廃止に係るものに限る。)を受けた日又は当該許可の取消しの日のいずれか早い日から3年を経過する日まで、当該許可に係る土砂等管理台帳及び埋立て等に関してこの条例の規定に基づいて市長に提出した図書の写しを保存しなければならない。

第5章 許可に係る関係者の義務

(保証人の義務)

第30条 保証人は、保証をした許可事業者が当該許可に係る埋立て等の施工において、災害の防止上及び生活環境の保全上必要な措置を講じないときは、許可事業者に代わって、当該措置を講じなければならない。

(保証人に対する命令)

第31条 市長は、第27条の規定による命令を受けた者が当該命令に係る措置を講じないときは、当該命令に係る許可事業者の保証人に対し、期限を定めて、災害の防止上及び生活環境の保全上必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(同意をした土地所有者等の義務)

第32条 第10条各項の同意をした土地所有者等は、当該同意に係る埋立て等が施工されている間、規則で定めるところにより、定期的に当該埋立て等の施工の状況を確認しなければならない。

2 前項の土地所有者等は、同項の規定による確認の結果、第9条の許可又は第15条第1項の規定による変更の許可の内容(第10条各項の同意をした場合におけるものに限る。次条第1項第1号において同じ。)と明らかに異なる埋立て等が行われていることを知ったときは、直ちに、当該埋立て等を行う者に対し当該埋立て等の中止又は原状回復その他の必要な措置を講ずることを求めるとともに、当該事実を知った日から7日以内に、その旨を市長に報告しなければならない。

3 第1項の土地所有者等は、当該同意に係る埋立事業区域の土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害が発生し、又はこれらのおそれがあることを知ったときは、当該事実を知った日から7日以内に、その旨を市長に通報しなければならない。

(同意をした土地所有者等に対する命令)

第33条 市長は、埋立て等に使用された土砂等が崩落し、飛散し、若しくは流出し、又はこれらのおそれがあり、災害が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、必要な限度において、第10条各項の同意をした土地所有者等で次の各号のいずれかに該当する者に対し、期限を定めて、当該許可に係る埋立て等に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(1) 前条第1項の規定による確認(当該確認を行うべき時期において、第9条の許可又は第15条第1項の規定による変更の許可の内容と明らかに異なる埋立て等が行われていた場合に限る。)を怠った者

(2) 前条第2項の規定による報告を怠った者

(3) 前条第3項の規定による通報を怠った者

第6章 保証金の預託

(保証金の預託)

第34条 申請者は、当該申請に係る埋立事業区域の面積が3,000平方メートル以上であるときは、埋立て等の適正な施工並びに埋立て等に使用する土砂等による災害の防止及び生活環境の保全等を保証するため、市長と協議して定めた金融機関に、保証のための現金(以下「保証金」という。)を定期預金により預入しなければならない。

2 保証金の額は、300万円及び搬入土量(一時堆積である場合にあつては、最大堆積時の土砂等の数量)に1立方メートル当たり400円を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。以下この項において同じ。)の合計額とする。ただし、搬入土量を増加しようとするときは、当該増加する搬入土量に1立方メートル当たり400円を乗じて得た額とする。

3 第1項の規定により保証金を預入した申請者は、預入した保証金に市を質権者とする質権を設定するため、市

と質権設定契約を締結しなければならない。

4 第1項及び前項の規定は、搬入土量を増加しようとする場合に準用する。この場合において、これらの規定中「申請者」とあるのは、「第15条第1項の規定による変更の許可を受けようとする者」と読み替えるものとする。

(保証金の使途)

第35条 保証金は、許可事業者が当該許可に係る埋立て等を適正に行わないことにより、当該埋立て等に使用した土砂等による災害が生じ、若しくは生ずるおそれがあるにもかかわらず必要な措置を講じないとき、又は生活環境の保全上の支障が生じ、若しくは生ずるおそれがあるにもかかわらず必要な措置を講じないときに、市が実施する当該災害の防止、生活環境の保全等のための必要な措置に要する経費に充てるものとする。

(質権設定契約の解除)

第36条 市長は、第9条の許可又は第15条第1項の規定による変更の許可の申請に対して許可をしないこととしたとき、又は第24条第1項本文の規定による届出があり、同条第2項の規定による確認の結果、許可の内容に適合していると認めるときは、第34条第3項の規定により締結した質権設定契約を解除するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が認めるときは、第34条第3項の規定により締結した質権設定契約を解除することができる。

第7章 土砂等搬入禁止区域

(土砂等搬入禁止区域の指定)

第37条 市長は、埋立事業区域(500平方メートル未満のものを除く。)及びその周辺の区域において埋立て等を継続することにより、人の生命、身体又は財産を害するおそれがあると認められる場合であつて、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、当該埋立事業区域及びその周辺の区域を、6月を超えない範囲で期間を定めて、土砂等の搬入を禁止する区域(以下「土砂等搬入禁止区域」という。)として指定することができる。

2 市長は、前項の規定による指定をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を公示するものとする。

3 第1項の規定による指定は、前項の規定による公示をもって効力を生ずる。

4 市長は、第1項の規定による土砂等搬入禁止区域の指定の期間が満了する時点において、いまだ指定の事由がなくなっていないと認めるときは、当該指定に係る区域について、同項の規定により土砂等搬入禁止区域として指定することができる。

5 市長は、第1項の規定による指定の準備をするため必要がある場合においては、その職員に、他人の占有する土地に立ち入り、測量させ、又は調査させることができる。

6 市長は、第1項の規定による指定をしたときは、その職員に、他人の占有する土地に立ち入り、土砂等搬入禁止区域であることを明示する措置を講じさせることがで

きる。

7 前2項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(土砂等の搬入禁止)

第38条 何人も、土砂等搬入禁止区域に土砂等を搬入してはならない。

(土砂等搬入禁止区域の解除)

第39条 市長は、土砂等搬入禁止区域の指定の事由がなくなったと認めるときは、当該土砂等搬入禁止区域の指定を解除するものとする。

2 第37条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。

第8章 手数料

第40条 第9条又は第15条第1項の許可を受けようとする者は、当該許可の申請の際、次の各号に掲げる許可の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。

(1) 第9条の許可の申請 1件につき54,000円(埋立事業区域が3,000平方メートル未満の場合にあっては、30,000円)

(2) 第15条第1項の許可の申請 1件につき34,000円(埋立事業区域が3,000平方メートル未満の場合にあっては、22,000円)

第9章 雑則

(報告の徴収)

第41条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、埋立て等を行った者に対し、埋立て等について、施工の状況その他必要な事項の報告を求めることができる。

2 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該埋立て等を委託した者に対し、委託した土砂等の状況その他必要な事項の報告を求めることができる。

3 市長は、この条例の施行に必要な限度において、埋立事業区域内の土地所有者等に対し、当該埋立て等を行った者その他必要な事項の報告を求めることができる。

(立入検査)

第42条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、埋立て等を行った者又は埋立て等を委託した者の管理事務所、事業場その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、試験の用に供するのに必要な限度において土砂等若しくは排水を無償で収去させ、又は関係者に質問させることができる。

2 第37条第7項の規定は、前項の規定により立入検査をする職員について準用する。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(公表)

第43条 市長は、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)並びに違反の事実を公表することができる。

(1) 第7条、第8条、第27条、第31条又は第33条の規定による命令に違反した者

(2) 第9条又は第15条第1項の規定に違反した者

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る者に、その理由を通知し、書面又は口頭により意見を述べ、及び証拠を提出する機会を与えなければならない。

(警察本部長からの意見聴取)

第44条 市長は、第9条の許可若しくは第15条第1項の規定による変更の許可又は第26条第1項の承認をしようとするときは、第13条第1項第1号エ又はシからセまでのいずれかに該当する事由(同号シからセまでのいずれかに該当する事由にあっては、同号エに係るものに限る。次項において同じ。)の有無について、警察本部長の意見を聴くものとする。

2 市長は、第28条第1項第5号の規定による許可の取消しをしようとするときは、第13条第1項第1号エ又はシからセまでのいずれかに該当する事由の有無について、警察本部長の意見を聴くことができる。

(協力要請)

第45条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、関係行政機関、事業者等、関係団体及び関係者に対し、必要な協力を要請することができる。

(規則への委任)

第46条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第10章 罰則

(罰則)

第47条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 第9条、第15条第1項又は第26条第1項の規定に違反して、埋立て等を行った者

(2) 偽りその他不正の手段により、第9条の許可、第15条第1項の規定による変更の許可又は第26条第1項の承認を受けた者

(3) 第25条の規定に違反して、第三者に当該許可に係る埋立て等を行わせた者

(4) 第27条第1項から第5項までの規定による命令に違反した者

(5) 第31条の規定による命令に違反した者

(6) 第38条の規定に違反した者

第48条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 第7条第2項第1号又は第2号の規定による命令に違反した者

(2) 第8条第2項第1号又は第2号の規定による命令に違反した者

(3) 第27条第6項の規定による命令に違反した者

(4) 第33条の規定による命令に違反した者

第49条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第7条第2項第3号の規定による命令に違反した者
(2) 第8条第2項第3号の規定による命令に違反した者
第50条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第18条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (2) 第19条の規定に違反して、同条の土砂等管理台帳を作成せず、又は同条に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者
- (3) 第20条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (4) 第21条第1項の規定に違反して、同項の水質検査を行わず、又は同項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者
- (5) 第21条第2項の規定に違反して、同項の水質検査を行わず、又は同項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者
- (6) 第21条第3項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (7) 第22条第1項の規定に違反して、同項の標識を掲示しなかった者
- (8) 第22条第3項の規定に違反して、同項の境界標を設けなかった者
- (9) 第41条第1項から第3項までの規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (10) 第42条第1項の規定による立入検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第51条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第15条第5項、第17条又は第24条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第29条の規定に違反して、同条の土砂等管理台帳又は図書の写しを保存しなかった者
(両罰規定)

第52条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、第47条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に埋立て等を行っている者については、この条例の施行の日から起算して3月を経過する日までの間は、第9条の規定は、適用しない。その者がその期間内に同条の許可の申請をした場合において、許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。
(令和2年3月31日揭示済)

奈良市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第16号

奈良市国民健康保険条例の一部を改正する条例
奈良市国民健康保険条例（昭和34年奈良市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第12条の6中「58万円」を「61万円」に改める。

第16条第1項中「58万円」を「61万円」に改め、同項第2号中「28万円」を「28万5千円」に改め、同項第3号中「51万円」を「52万円」に改め、同条第3項及び第4項中「58万円」を「61万円」に改める。

附則第13項中「附則第44条の2第3項」を「附則第44条の2第5項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の奈良市国民健康保険条例の規定は、令和2年度以後の年度分の保険料について適用し、平成31年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(令和2年3月31日揭示済)

奈良市工場立地法準則条例をここに公布する。

令和2年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第17号

奈良市工場立地法準則条例

(趣旨)

第1条 この条例は、工場立地法（昭和34年法律第24号。以下「法」という。）第4条の2第1項の規定に基づき、法第4条第1項の規定により公表された準則（工場立地に関する準則（平成10年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第1号。以下「法準則」という。）に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(適用区域並びに緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合)

第3条 法第4条の2第1項に規定する区域並びに当該区域における緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合は、次の表に定めるとおりとする。

区域の範囲	緑地の面積の敷地面積に対する割合（以下「緑地面積率」という。）	環境施設の面積の敷地面積に対する割合
-------	---------------------------------	--------------------

都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する準工業地域（以下「準工業地域」という。）	100分の10以上	100分の15以上
都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業地域及び工業専用地域（以下これらを「工業地域等」という。）	100分の5以上	100分の10以上
都市計画法第7条第3項に規定する市街化調整区域及び同法第4条第2項に規定する都市計画区域以外の区域（以下これらを「市街化調整区域等」という。）	100分の5以上	100分の10以上

- 2 前項に規定する緑地面積率を算定する場合において、工場立地法施行規則（昭和49年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令第1号。以下「省令」という。）第4条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設又は同条第1号トに掲げる太陽光発電施設と重複する土地の面積及び建築物屋上等緑化施設（省令第3条に規定する建築物屋上等緑化施設をいう。）の面積については、敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の100分の50の割合まで緑地面積率の算定に用いる緑地の面積に算入することができるものとする。
- （敷地が2以上の区域にわたる場合の適用）

第4条 特定工場の敷地が前条第1項に規定する区域又は当該区域以外の区域のうち2以上の区域にわたる場合における同条の規定の適用については、当該敷地のそれぞれの区域に存する部分の面積の敷地面積に対する割合（以下「敷地割合」という。）につき、同条第1項に規定する区域の敷地割合が最も高いときは当該敷地割合が最も高い区域に係る同条の規定を当該敷地の全部について適用し、同条第1項に規定する区域以外の区域に存する部分の敷地割合が最も高いときは同条の規定を当該敷地の全部について適用しない。

（他の地方公共団体の長との協議）

第5条 市長は、特定工場の敷地が本市に隣接する地方公共団体の区域にわたるときは、当該地方公共団体の長と協議し、適切な措置を講ずるものとする。

（委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 昭和49年6月28日以前に設置されている特定工場又は設置のための工事が行われている特定工場（以下「既存工場等」という。）において、生産施設の面積の変更（生産施設の面積の減少を除く。以下同じ。）が行われるときは、第3条の規定に適合する緑地及び環境施設の面積の算定は、次表に掲げる区分に応じ、同表の式によって行うものとする。

区 分	既存工場等が存する区域	当該生産施設の面積の変更に伴い設置する緑地の面積	当該生産施設の面積の変更に伴い設置する環境施設の面積
既存工場等が法準則別表第1の上欄に掲げるいずれかの業種に属する場合	準工業地域	$G \geq \frac{P}{\gamma} \left(0.1 - \frac{G_0}{S} \right)$ ただし、 $\frac{P}{\gamma} \left(0.1 - \frac{G_0}{S} \right) > 0.1S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.1S - G_1$ とし、 $0.1S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。	$E \geq \frac{P}{\gamma} \left(0.15 - \frac{E_0}{S} \right)$ ただし、 $\frac{P}{\gamma} \left(0.15 - \frac{E_0}{S} \right) > 0.15S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.15S - E_1$ とし、 $0.15S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。
	工業地域等及び市街化調整区域等	$G \geq \frac{P}{\gamma} \left(0.05 - \frac{G_0}{S} \right)$ ただし、 $\frac{P}{\gamma} \left(0.05 - \frac{G_0}{S} \right) > 0.05S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.05S - G_1$ とし、 $0.05S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。	$E \geq \frac{P}{\gamma} \left(0.1 - \frac{E_0}{S} \right)$ ただし、 $\frac{P}{\gamma} \left(0.1 - \frac{E_0}{S} \right) > 0.1S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.1S - E_1$ とし、 $0.1S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。
既存工場等が	準工業地域	$G \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.1 - \frac{G_0}{S} \right)$	$E \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.15 - \frac{E_0}{S} \right)$

法 準 則 別 表 第 1 の 上 欄 に 掲 げ る 2 以 上 の 業 種 に 属 す る 場 合		ただし、 $\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.1 - \frac{G_0}{S}\right) > 0.1S$ - $G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.1S - G_1$ とし、 $0.1S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。	ただし、 $\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.15 - \frac{E_0}{S}\right) >$ $0.15S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.15S$ - E_1 とし、 $0.15S - E_1 \leq 0$ のとき は $E \geq 0$ とする。
	工 業 地 域 等 及 び 市 街 化 調 整 区 域 等	$G \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.05 - \frac{G_0}{S}\right)$ ただし、 $\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.05 - \frac{G_0}{S}\right) >$ $0.05S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.05S$ - G_1 とし、 $0.05S - G_1 \leq 0$ のとき は $G \geq 0$ とする。	$E \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.1 - \frac{E_0}{S}\right)$ ただし、 $\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.1 - \frac{E_0}{S}\right) > 0.1S$ - $E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.1S - E_1$ とし、 $0.1S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。

備考 表の式における記号は、それぞれ次の数値を表すものとする。

G 当該変更に伴い設置する緑地の面積

P 当該変更に係る生産施設的面積

γ 当該既存工場等が属する法準則別表第1の上欄に掲げる業種についての同表の下欄に掲げる割合

n 当該既存工場等が属する業種の個数

P_j 当該変更に係るj業種に属する生産施設的面積

γ_j j業種についての法準則別表第1の下欄に掲げる割合

G_0 当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。以下同じ。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地の面積の合計を超える面積

S 当該既存工場等の敷地面積

G_1 当該変更に係る届出前に設置されている緑地の面積の合計

E 当該変更に伴い設置する環境施設的面積

E_0 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設の面積の変更に係るものを含む。以下同じ。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な環境施設の面積の合計を超える面積

E_1 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設の面積の合計

(令和2年3月31日揭示済)

奈良市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例をここに公布する。

令和2年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第18号

奈良市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号）

第6条第1項の規定に基づき、事業者に対する固定資産税の課税免除を行うことにより、本市における新たな地域経済牽引事業を促進し、もって経済の成長発展の基盤強化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 地域経済牽引事業 地域経済牽引事業の促進による

地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する地域経済牽引事業をいう。

(2) 促進区域 市内における法第4条第2項第1号に規定する促進区域をいう。

(3) 地域経済牽引事業者 促進区域において地域経済牽引事業を行う事業者をいう。

(4) 地域経済牽引事業計画 法13条第1項に規定する地域経済牽引事業計画をいう。

(5) 対象施設 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）第2条に規定する対象施設をいう。

(課税免除の適用範囲)

第3条 市長は、地域経済牽引事業者がこの条例の施行の日以後に奈良県知事により地域経済牽引事業計画の承認を受け、当該承認を受けた日から令和5年3月31日までの間に促進区域において対象施設を設置したときは、当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物（当該対象

施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。)又はこれらの敷地である土地(この条例の施行の日以後に取得したものに限り、かつ、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合に限り。)に対して課する固定資産税については、当該家屋又は構築物に対して新たに固定資産税を課することとなった年度から3年度分に限り、免除することができる。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、地域経済牽引事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、固定資産税の課税免除を行わないものとする。

- (1) 市税を滞納しているとき。
- (2) 奈良市暴力団排除条例(平成24年奈良市条例第24号)第2条第3号に規定する暴力団等(以下「暴力団等」という。)であるとき、又は法人その他の団体にあっては、その役員若しくは事業所の代表者が暴力団等であるとき、若しくは暴力団等を支援する等暴力団等と不当な関わりを有するとき。

(課税免除の申請及び通知)

第4条 前条第1項の規定による免除を受けようとする地域経済牽引事業者は、免除を受けようとする各年度の初日の属する年の1月31日までに、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、これを審査の上、免除の可否を決定し、当該申請をした者に通知するものとする。

(申請内容の変更等の届出)

第5条 前条第2項の規定により課税免除の決定を受けた地域経済牽引事業者は、同条第1項の規定による申請の内容に変更があったときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(課税免除の承継)

第6条 第4条第2項の規定による課税免除の決定を受けた地域経済牽引事業者に組織再編(会社法(平成17年法律第86号)第2条第27号から第32号までに規定する行為及び事業の一部又は全部の譲渡その他これらに類するものをいう。)が生じた場合は、対象施設が引き続き当該組織再編が生じる前と同様の地域経済牽引事業の用に供されているときに限り、当該地域経済牽引事業の承継者は、その旨を市長に届け出ることによって、同項の規定により課税免除の決定を受けた期間の残期間について当該地域経済牽引事業者の地位を承継することができる。

別表(第2条関係)

占 用 物 件		単 位	占 用 料
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第一種電柱	1本につき1年	730円
	第二種電柱		1,100円
	第三種電柱		1,500円
	第一種電話柱		650円

(課税免除の取消し)

第7条 市長は、第4条第2項の規定により課税免除の決定を受けた地域経済牽引事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該課税免除の決定を取り消すことができる。

- (1) 地域経済牽引事業計画の承認が取り消されたとき。
- (2) 偽りその他不正の行為により固定資産税の課税免除を受けたとき。
- (3) 第3条第2項各号のいずれかに該当するとき。
- (4) 地域経済牽引事業の廃止又は休止があったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が固定資産税の課税免除を行うことが適当でないとき。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(令和2年3月31日揭示済)

奈良市伝統的家屋交流施設条例を廃止する条例をここに公布する。

令和2年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第19号

奈良市伝統的家屋交流施設条例を廃止する条例
奈良市伝統的家屋交流施設条例(平成17年奈良市条例第49号)は、廃止する。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(令和2年3月31日揭示済)

奈良市道路占用料に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第20号

奈良市道路占用料に関する条例等の一部を改正する条例

(奈良市道路占用料に関する条例の一部改正)

第1条 奈良市道路占用料に関する条例(昭和28年奈良市条例第11号)の一部を次のように改正する。

別表備考以外の部分を次のように改める。

	第二種電話柱		1,000円
	第三種電話柱		1,400円
	その他の柱類		65円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	7円
	地下に設ける電線その他の線類		4円
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	640円
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	390円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,300円
	郵便差出箱及び信書便差出箱		550円
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	4,300円
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,300円
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	27円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		39円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		59円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		78円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		120円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		160円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		270円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		390円
	外径が1メートル以上のもの		780円
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年	1,300円
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの	Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの	Aに0.01を乗じて得た額
	上空に設ける通路		2,100円
	地下に設ける通路		1,300円
	その他のもの		1,300円
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	43円

	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	430円
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	430円
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	4,300円
	標識		1本につき1年	1,000円
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	43円
		その他のもの	1本につき1月	430円
	幕(令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	43円
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	430円
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	4,300円
その他のもの			2,100円	
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1月	430円
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				130円
令第7条第9号に掲げる施設	建築物		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.014を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.01を乗じて得た額
その他前各項により難い占用物件			前各項に準じて市長が定める額	

別表備考中第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

9 占用の期間が1月未満であるときの占用料の額は、この表の規定により計算した額に100分の110を乗じて得た額とする。

1 流水・土地占用料

(奈良市準用河川管理条例の一部改正)
第2条 奈良市準用河川管理条例(平成12年奈良市条例第7号)の一部を次のように改正する。
別表の1の表備考以外の部分を次のように改める。

区分	種別	単位	占用料	摘要
流水占用料	鉸工業その他の用に供するもの	毎秒1リットル 1年につき	5,230円	
土地占用料	第一種電柱	1本 1年につき	730円	組立鉄柱 又はH柱 は2本と みなす。
	第二種電柱	1本 1年につき	1,100円	
	第三種電柱	1本 1年につき	1,500円	
	第一種電話柱	1本 1年につき	650円	組立鉄柱 又はH柱

第二種電話柱		1本 1年につき	1,000円	は2本とみなす。
第三種電話柱		1本 1年につき	1,400円	
公衆電話所		1個 1年につき	1,300円	
埋設又は架設管類	外径が40センチメートル未満のもの	1メートル 1年につき	160円	
	外径が40センチメートル以上70センチメートル未満のもの	1メートル 1年につき	270円	
	外径が70センチメートル以上100センチメートル未満のもの	1メートル 1年につき	390円	
	外径が100センチメートル以上のもの	1メートル 1年につき	780円	
仮設建築物		1平方メートル 1月につき	130円	露店、工事用建築物その他これに類するもの
通路橋、通路		1平方メートル 1年につき	1,270円	
その他前各項により難い工作物		1平方メートル 1年につき	2,600円	
原形のままの占用		1平方メートル 1年につき	130円	農耕地、採草地等
養魚		1平方メートル 1年につき	350円	

別表の1の表備考中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 占用の期間が1月未満であるときの占用料の額は、この表の規定により計算した額に100分の110を乗じて得た額とする。

別表の2の表転石の項中「630円」を「640円」に、「1,280円」を「1,300円」に、「5,840円」を「5,940円」に改め、同表備考中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 採取料の額は、この表の規定により計算した額に100分の110を乗じて得た額とする。

2 都市公園を占用する場合

(奈良市法定外公共物の管理に関する条例の一部改正)
第3条 奈良市法定外公共物の管理に関する条例(平成16年奈良市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「1,160円」を「1,270円」に改め、同条第3項中「の第6項及び第7項」を「第6項、第7項及び第9項及から第11項まで」に改める。

(奈良市都市公園条例の一部改正)

第4条 奈良市都市公園条例(昭和46年奈良市条例第14号)の一部を次のように改正する。

別表の2の表備考以外の部分を次のように改める。

占 用 物 件		単 位	期 間	金 額
電柱、電線、 変圧塔その他 これらに類するもの	第一種電柱	1本	1年	730円
	第二種電柱			1,100円
	第三種電柱			1,500円
	第一種電話柱			650円
	第二種電話柱			1,000円

	第三種電話柱			1,400円
	その他の柱類			65円
	共架電線その他上空に設ける線類	1メートル	1年	7円
	地下に設ける電線その他の線類			4円
	地表に設ける変圧器	1個	1年	640円
	地下に設ける変圧器	1平方メートル	1年	390円
	簡易型携帯電話システム無線基地局	1基	1年	1,300円
	変圧塔その他これに類するもの	1個	1年	1,300円
水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径が0.07メートル未満のもの	1メートル	1年	27円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			39円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			59円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			78円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			120円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			160円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			270円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			390円
	外径が1メートル以上のもの			780円
通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けるもの	1平方メートル	1年	1,300円	
郵便差出箱及び信書便差出箱	1個	1年	550円	
公衆電話所			1,300円	
競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設ける仮設工作物	1平方メートル	1月	430円	
標識	1本	1年	1,000円	
防火用貯水槽で地下に設けるもの	1平方メートル	1年	1,300円	
工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設	1平方メートル	1月	430円	
土石、竹木、瓦その他の工事用材料の置場				
その他前各項により難い占用物件	前各項に準じて市長が定める額			

別表の2の表備考第7項中「占用料」を「使用料」に改め、同項を同表備考第8項とし、同表備考第6項中「占用料」を「使用料」に改め、同項を同表備考第7項とし、同表備考第5項の次に次の1項を加える。

6 占用物件に係る使用の期間が1月未満である場

合の使用料の額は、この表の規定により計算した額に100分の110を乗じて得た額とする。

別表の3の表備考に次の1項を加える。

3 使用料の額は、この表の規定により計算した額に100分の110を乗じて得た額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際、現に道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項の規定により道路の占用の許可を受けている者又は現に占用している者の当該占用に係る占用料の額については、第1条の規定による改正後の奈良市道路占用料に関する条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際、現に河川法（昭和39年法律第167号）第100条第1項において準用する同法第23条又は第24条の規定により河川の占用等の許可を受けている者又は現に占用等をしている者の当該占用等に係る流水占用料等の額については、第2条の規定による改正後の奈良市準用河川管理条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の際、現に奈良市法定外公共物の管理に関する条例第4条第1項の規定により許可を受けている者又は現に占用している者の当該占用に係る占用料の額については、第3条の規定による改正後の奈良市法定外公共物の管理に関する条例第5条第2項第2号及び第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 この条例の施行の際、現に都市公園法（昭和31年法律第79号）第6条第1項又は第3項の規定により都市公園の使用の許可を受けている者又は現に使用している者の当該使用に係る使用料の額については、第4条の規定による改正後の奈良市都市公園条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(令和2年3月31日揭示済)

奈良市学校給食センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第21号

奈良市学校給食センター条例の一部を改正する条例
奈良市学校給食センター条例（平成17年奈良市条例第61号）の一部を次のように改正する。

第2条の表奈良市月ヶ瀬学校給食センターの項を削る。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(令和2年3月31日揭示済)

奈良市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第22号

奈良市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条

例及び奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

- (1) 奈良市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年奈良市条例第28号）第6条
- (2) 奈良市病院事業の設置等に関する条例（平成15年奈良市条例第47号）第6条

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(令和2年3月31日揭示済)

奈良市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第23号

奈良市介護保険条例の一部を改正する条例

奈良市介護保険条例（平成12年奈良市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「令和元年度及び」及び「の各年度」を削り、「26,300円」を「21,000円」に改め、同条第3項中「令和元年度及び」及び「の各年度」を削り、「26,300円」を「21,000円」に、「40,300円」を「31,600円」に改め、同条第4項中「令和元年度及び」及び「の各年度」を削り、「26,300円」を「21,000円」に、「47,300円」を「45,600円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の奈良市介護保険条例第4条の規定は、令和2年度分の保険料から適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(令和2年3月31日揭示済)